

○山鹿市民医療センター受託実習生受入規程

平成23年2月20日
山鹿市病院事業管理規程第4号

改正 平成26年4月1日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、山鹿市民医療センター（以下「当院」という。）における受託実習生の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託実習生」とは、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士等の医療技術者等の養成を目的とする学校、養成所、医療関係団体、若しくはその他山鹿市病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）が適当と認めた学校、施設等（以下「養成機関等」という。）の学生、生徒等で、当該養成機関等の長からの実習委託の申請に基づき、当院で実習生として受入れを許可された者をいう。

(申請)

第3条 養成機関等の長は、実習のため学生、生徒等を当院に委託しようとする場合は、実習委託申請書（別記様式第1号）により事業管理者に願い出なければならない。

(許可)

第4条 事業管理者は、前条に規定する申請があった場合は、当院の業務に支障がないと認められるものに限り、受託実習生として受入れを許可するものとする。

2 事業管理者は、前項により受託実習生の受入れを許可したときは、当該養成機関等の長に受託実習生受入許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(受入期間)

第5条 受入れの期間は、受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

(実習料)

第6条 養成機関等の長は、受託実習生の受入れが許可されたときは、受託実習料として受託実習生1人につき別表に掲げる受託実習料を受入期間に応じ、直ちに納付しなければならない。

2 既納の受託実習料は、返還しない。

(受託実習生の遵守義務)

第7条 受託実習生は、山鹿市民医療センターの諸規則を遵守し、事業管理者の指示に基づいて実習しなければならない。

(許可の取消等)

第8条 事業管理者は、受託実習生が前条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があった場合は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は許可を取り消すことができる。

(事務)

第9条 受託実習生の受入れに関する事務は、総務課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、受託実習生に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

別表（第6条関係）

受託実習生受入職種	実習料（消費税を含む）
薬剤師	5,400 円／日
保健師 助産師 看護師	1,080 円／日
准看護師	540 円／日
臨床検査技師 衛生検査技師 診療放射線技師 診療エックス線技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 視能訓練士 栄養士 歯科技工士 歯科衛生士 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師 臨床工学技士 救急救命士 義肢装具士 診療情報管理士 医療事務従事者	1,080 円／日